

別表1（第3条関係）

評価項目	内容	要件区分
1 経営理念	① 事業主自身が健康診断を受診しており、かつ、健康宣言を行っていること。	必須要件
2 組織体制	② 産業医、衛生管理者等により健康管理の体制が構築されていることに加えて、認定の申請年度又はその前年度に開催された青森県医師会健やか力推進センター（以下「健やか力推進センター」という。）の健康づくり担当者の養成研修等を修了した者が健康づくり担当者として定められていること。（認定の更新の場合は、認定時に定められた健康づくり担当者が、認定の更新の申請年度又はその前年度に開催された健やか力推進センターの健康づくり担当者更新研修を修了している場合を含む。） ただし、常勤従業員50人未満の事業所にあつては認定の申請年度又はその前年度に開催された健やか力推進センターの健康づくり担当者の養成研修等を修了した者が健康づくり担当者として定められていればよい。（認定の更新の場合は、認定時に定められた健康づくり担当者が、認定の更新の申請年度又はその前年度に開催された健やか力推進センターの健康づくり担当者更新研修を修了している場合を含む。）	必須要件
	③ 治療と仕事の両立支援のための環境が整えられていること。	選択要件
3 従業員健康課題の把握と必要な対策の検討	④ 全ての常勤従業員が労働安全衛生法第66条第1項に定める一般定期健康診断を受けていること。	選択要件
制度・施策実行	⑤ 常勤従業員に対して別表2に掲げる厚生労働省が推奨する全てのがん検診の受診を勧奨しており、かつ、当該がん検診について勤務時間内に受診できる体制となっていること。	必須要件
健康経営の実現に向けた基礎的な土台づくり	⑥ 常勤従業員に対して事業所が実施したがん検診の受診記録を保管しており、市町村の求めがあつた場合に提供可能であること。	選択要件
従業員心と身体健康づくりに向けた具体的対策	⑦ 常勤従業員を対象とした福利厚生事業として健康づくり（禁煙支援を除く。）に取り組んでいること。	選択要件
	⑧ 常勤従業員に対して健康診断やがん検診後の事後措置や、保健指導を受ける機会を提供していること。	選択要件
	⑨ 受動喫煙防止対策を実施しており、青森県から空気クリーン施設の認証を受けていること。	必須要件
	⑩ 常勤従業員に対してメンタルヘルス対策が行われていること。	選択要件
	⑪ 常勤従業員に対して禁煙支援を実施していること。	選択要件
	⑫ 常勤従業員に対して歯・口腔の健康に関する取組を行っていること。	選択要件
	⑬ 事業所において、常勤従業員の血圧測定及び体重測定が定期的に行われていること。	選択要件
4 評価・改善	⑭ 40歳以上の常勤従業員の健康診断の受診結果を把握していること。	必須要件
5 法令遵守・リスクマネジメント	⑮ 労働保険料及び社会保険料を完納していること。ただし、社会保険料については適用除外に該当する場合を除く。	必須要件

（注1）「常勤従業員」とは、次の（1）及び（2）のいずれの要件も満たす者をいう。

（1）雇用期間の定めのない者又は1年以上雇用される者（見込みを含む。）

（2）1週間の労働時間が、当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上である者